

AMAフレンドシップ事業の実施に係る覚書

尼崎市（以下「甲」という。）及び奄美群島広域事務組合（以下「乙」という。）は、AMAフレンドシップ事業の実施について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、AMAフレンドシップ事業の実施について必要な事項を定めることにより、甲と乙との間における円滑な連携・協力を図り、もってAMAフレンドシップ事業における交流が甲及び乙双方にとって有意義なものとなることを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、「AMAフレンドシップ事業」とは、尼崎市立学校に在籍する児童及び生徒が奄美群島を訪れ、豊かな自然・文化等の体験や同世代の児童及び生徒をはじめとした島民との交流の機会等を通じて、伝統と文化を尊重する心を醸成するとともに、自然を大切にし、環境保全に寄与する姿勢等を育成することで次世代のリーダー養成につなげることを目的とする事業であり、甲及び乙を構成する奄美群島12市町村が共同で実施するものをいう。

（役割）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、AMAフレンドシップ事業について次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 奄美群島を訪問する児童及び生徒を選出すること。
- (2) 奄美群島の訪問によって得た経験を尼崎市民のために還元すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要と認められること。

2 乙は、第1条の目的を達成するため、AMAフレンドシップ事業について次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 乙を構成する奄美群島12市町村との連絡及び調整を行うこと。
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要と認められること。

（連携する役割）

第4条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、前条に規定するもののほか、AMAフレンドシップ事業について次の各号に掲げる役割を連携して担うものとする。

- (1) 受入自治体の決定に関すること。
- (2) プログラムの企画及び実施に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要と認められること（前条第1項第3号及び第2項第2号に該当するものを除く。）。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる役割を効果的に担うため、必要に応じて協議を行うものとする。この場合において、協議の具体的な実施方法、当該役割に係る費用負担その他の条件等については、甲及び乙（受入自治体を含む。）が協議して定めるものとする。

（協議）

第5条 この覚書に係る事項及びこの覚書に定めのない事項でAMAフレンドシップ事業に係るものについて、特に必要が生じた場合には、甲及び乙（受入自治体を含む。）がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第6条 この覚書は、令和7年5月26日からその効力が生じるものとする。

上記の覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年5月26日

（甲）

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市長

（乙）

鹿児島県奄美市名瀬港町15番地
奄美群島広域事務組合 管理者
